

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
欠席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
欠席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	井戸田 敏 明	
欠席	委 員	堀 田 薫	
出席	委 員	伊 藤 利 彦	
出席	委 員	飯 田 喜美子	
出席	委 員	堀 田 為積穂	
出席	委 員	加 藤 俊 治	
出席	委 員	鈴 木 秀 夫	
出席	委 員	加 賀 裕 二	
出席	委 員	前 野 順 子	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	神 田 俊 紀	
出席	委 員	平 野 博 吉	
出席	委 員	柴 田 隆 吉	
出席	委 員	竹 田 義 弘	
出席	委 員	池 口 克 八	
出席	委 員	横 井 美喜夫	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 進	
出席	委 員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	奥 田 哲 弘
課長補佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 任（事務担当）	瀧 田 崇 司

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成27年8月20日(木) 午前9時00分から午前9時20分</p> <p>2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3. 出席委員(34人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(3人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第14号 買受適格証明願(3条許可)</p> <p>日程第 4 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 6 決定第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 買受適格証明願(5条届出)</p> <p>日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 9 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(3人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷺尾和彦 主任 瀧田崇司 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定例会の開会前に、親睦会に関する報告をさせていただきます。</p> <p>24番 鈴木委員の 奥様がお亡くなりになりました。会長及び立田地区委員、事務局にて葬儀告別式に参列させていただきました。伽見舞い、香典等親睦会より支出させていただきました。</p> <p>(24番 鈴木委員より 一言)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、平成27年8月定例農業委員会を始めさせ</p>
事務局長	
鈴木秀夫委員	

<p>会長</p>	<p>以上、6件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、事務局より議案第13号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請 6件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第14号 買受適格証明願 (3条許可) 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1番の願出者・土地の所在・地目・面積、備考欄を朗読及び説明)</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、証明できるものと思われます。この様な手続きを経て、競売に参加することとなり、落札後、通常通り3条の申請があり許可処理がされる流れとなります。なお、事務の効率化を図るため、出願者が落札して農地法第3条の規定による申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに許可処理をしてよろしいかも含め、ご協議をお願いします。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第14号 につきまして説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第14号 買受適格証明願 (3条許可) 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定します。 また、落札された後、農地法第3条の申請が提出され、買受適格証明願の時と相違ない場合は、速やかに許可処理させていただきますので、宜しく申し上げます。</p>

事務局	<p>続きまして、議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 隣接する既存宅地に住宅を建築するにあたり、接道がとれないため、申請地を進入路として利用する計画でございます。なお、申請者は現在、弥富市内の専用住宅にて居住しておりますが、現在の住宅につきましては、売却することでございます。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第15号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請 6件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 管理組合を設立し、近隣住民等の駐車場として、貸駐車場7台分を確保する計画でございます。なお、申請書には7台分の借入者名簿が添付されております。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、岐阜県大垣市内の賃貸アパートにて、家族4人で暮らしておりますが、子どもの成長とともに、現在のアパートでは、大変手狭なことにより、愛西市に戻り、申請地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>議案番号3番、4番は関連がございますので、合わせて説明をさせていただきます。</p> <p>(3番及び4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請</p>

理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、100 枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては防草シートを敷く計画でございます。

(5 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、愛西市内の住宅にて、2 世帯 8 人にて暮らしておりますが、子どもが成長し、多感な年齢になり、同居家族が多い為、プライバシーの確保等、大変困難な状況なため、父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。なお、申請者家族については、夫婦、子ども 2 人の 4 人家族でございます。

(6 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 一時転用の申請でございます。申請者は現在、建設業を営んでおり、水資源機構より、海部幹線水路光西・宮地調整堰耐震工事を受注するにあたり、駐車場及び資材置場が不足するため、申請地を駐車場及び資材置場として利用する計画でございます。なお、工事完了後につきましては、速やかに農地に復元する旨の誓約書も添付されております。

以上、6 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第 16 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 6 件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、決定第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1 番から 29 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第 5 号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号 1 番から 29 番、全体筆数は 86 筆、面積は 107,640 m²でございます。円滑化団体のあいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された土地はございません。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は 15 名の方々でござ

<p>会長</p>	<p>います。内容につきましては、作物は水稻、普通畑、レンコンでございます。公告年月日は平成27年8月31日、契約開始年月日は平成27年9月1日、新規5件、再設定81件、契約期間は3年、6年、10年、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、事務局より決定第5号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきます、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から12番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、12件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、4件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し、受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 買受適格証明願(5条届出) 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・備考欄を朗読説明) 市街化の買受適格証明でございます。このような手続きを経て、競売に参加することとなり、落札後、通常の届出があり、受理することとなります。なお、この者が落札した場合、再度5条の届出があり、その届出の内容を確認し今回の届出と相違ない場合は、受理通知を出させていただきます。以上、1件の届出がございました。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>

事務局	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、専決報告 3件 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、2件の合意解約の通知を受付いたしました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、報告 1件 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、8月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9時20分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成27年8月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者
議席番号 25番委員 加 賀 裕 二

議事録署名者
議席番号 26番委員 前 野 順 子